

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年11月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	市町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	筑西市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.chikusei.lg.jp/page/page004130.html

執行機関名 筑西市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減制度における社会福祉法人等について行う助成に関する事務であって市規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	68	
③ 番号法別表第2の項	94	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		筑西市政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の2の項 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減制度における社会福祉法人等について行う助成に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)第1条	筑西市社会福祉法人等による生活困窮者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関し必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること	第1条 この要綱は、生計困難者及び生活保護受給者(以下「生活困窮者等」という。)に対する介護保険サービスの利用者が負担する額の軽減(以下「利用者負担額の軽減」という。)を行う社会福祉法人等に対し、軽減した利用者負担額の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		筑西市社会福祉法人等による生活困窮者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱